

藤枝市教育委員会

令和7年5月定例会議案

令和7年5月27日

藤枝市教育委員会 5 月定例会議事日程

日 時 令和 7 年 5 月 27 日 (火) 午後 2 時から

場 所 藤枝市役所西館 3 階 特別会議室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

日 程 第 1

第 9 号議案	藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について	- P 1 -
第 10 号議案	藤枝市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について	- P 3 -
第 11 号議案	藤枝市社会教育委員の委嘱について	- P 5 -
第 12 号議案	藤枝市郷土博物館協議会委員の委嘱について	- P 7 -
第 13 号議案	小学校校舎防水改修工事の計画の策定について	- P 9 -

日 程 第 2

・ 諸般の報告

○図書課

国際ソロプチミスト藤枝からの大型絵本等の贈呈について - P 11 -

閉 会

次回教育委員会予定

(定例会) 令和 7 年 6 月 24 日 (火) 午後 2 時 (西館 3 階特別会議室)

藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について

藤枝市立小・中学校通学区域審議会条例（昭和 60 年条例第 7 号）第 3 条の規定により、
別紙の者を藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員に委嘱する。

令和 7 年 5 月 2 7 日 提出

藤 枝 市 教 育 委 員 会

教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

令和 6 年 4 月 1 日付けで委嘱した藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員 5 名より退任の申し出があったため、これを解嘱し新たに 5 名を委嘱したく提案するものです。

藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員（案）

No.	氏 名	役 職 名 等	新任・再任・継続	備 考
1	富岡 良寛	藤枝第3自治会長（藤枝地区支部長）	新任	1号
2	池上 守	岡部第2自治会長（岡部地区支部長）	新任	1号
3	永井 優	藤枝市PTA連絡協議会 会長（瀬戸谷中PTA代表）	新任	2号
4	望月 謙吾	藤枝市PTA連絡協議会 副会長 （青島東小学校PTA代表）	新任	2号
5	栞高 美紀	藤枝市PTA連絡協議会 家庭教育委員ブロック長 （大洲中家庭教育委員）	新任	2号
6	成瀬 英明	葉梨中学校長	継続	3号
7	村松 一伸	高洲南小学校長	継続	3号
8	井鍋 敬子	葉梨西北小学校長	継続	3号
9	池谷 直子	藤枝中学校部活動指導員	継続	4号
10	仲山 清子	藤枝地区保護司会幹事	継続	4号

任 期	令和6年4月1日～令和8年3月31日（任期2年）
-----	--------------------------

変更理由	前任者の退任による
------	-----------

【藤枝市立小・中学校通学区域審議会条例】（昭和60年条例第7号）抜粋

第3条（組織）

- 1 審議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者から教育委員会が委嘱する。
 - （1）自治会代表者（1号）
 - （2）小・中学校PTA代表者（2号）
 - （3）小・中学校長（3号）
 - （4）学識経験を有する者（4号）

藤枝市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

藤枝市立学校給食センター条例（昭和 54 年藤枝市条例第 13 号）第 6 条及び藤枝市立学校給食センター運営委員会規則（昭和 54 年藤枝市教育委員会規則第 7 号）第 2 条の規定により、別紙の者を藤枝市立学校給食センター運営委員会委員に委嘱する。

令和 7 年 5 月 27 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

藤枝市立学校給食センター運営委員会の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したく提案するものです。

藤枝市立学校給食センター運営委員会委員（案）

No.	氏 名	役職名等	新任・再任・継続	備考
1	中野 明子	稲葉小学校長	新任	1 号
2	重富 朋子	西益津小学校長	再任	1 号
3	富田 文成	藤枝中央小学校長	新任	1 号
4	伊藤 貴大	藤枝中央小学校 保護者代表	新任	2 号
5	渡邊 亮太	西益津小学校 保護者代表	新任	2 号
6	荒木 規之	高洲小学校 保護者代表	新任	2 号
7	近藤 恭子	岡部小学校 保護者代表	新任	2 号
8	前島 大希	朝比奈第一小学校 保護者代表	新任	2 号
9	内野 美奈	広幡中学校 保護者代表	新任	2 号
10	大石 友香理	大洲小学校 保護者代表	新任	2 号
11	戸塚 千鶴	青島小学校 保護者代表	新任	2 号
12	栗原 大紀	高洲中学校 保護者代表	新任	2 号
13	荒畑 希	瀬戸谷小学校 保護者代表	新任	2 号
14	小長谷 愛美	葉梨西北小学校 保護者代表	新任	2 号
15	岩崎 豊	藤枝中学校 保護者代表	新任	2 号
16	杉浦 香	葉梨中学校 保護者代表	新任	2 号
17	佐野 美佳	P T A連絡協議会 代表（青島東小）	新任	2 号
18	坪見 真代	P T A連絡協議会 代表（広幡小）	新任	2 号
19	小林 正明	志太医師会 代表	再任	3 号
20	松橋 平太	中部健康福祉センター 衛生薬務課長	新任	4 号
21	三須 貞佳	学校教育監	新任	4 号

任 期	令和7年4月1日～令和8年3月31日（任期1年）
-----	--------------------------

変更理由	任期満了による
------	---------

【藤枝市立学校給食センター条例】(昭和54年条例第13号)抜粋

第6条(運営委員会)

- 1 給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、藤枝市立学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 2 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について審議する。

【藤枝市立学校給食センター運営委員会規則】(昭和54年藤枝市教委規則第7号)抜粋

第2条(組織)

- 1 運営委員会は、委員40人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから藤枝市教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 藤枝市立小・中学校長（1号）
 - (2) 藤枝市立小・中学校のP T Aが推薦する者（2号）
 - (3) 藤枝市立小・中学校校医（3号）
 - (4) その他教育委員会が必要と認める者（4号）

藤枝市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 1 5 条及び藤枝市社会教育委員条例（昭和 29 年藤枝市条例第 34 号）第 2 条の規定により、別紙の者を藤枝市社会教育委員に委嘱する。

令和 7 年 5 月 2 7 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

令和 6 年 4 月 1 日付けで委嘱した藤枝市社会教育委員 3 名より退任の申し出があったため、これを解嘱し新たに 3 名を委嘱したく提案するものです。

藤枝市社会教育委員（案）

No.	氏 名	役職名等	新任・再任 ・継続	備考
1	勝見 瑞穂	朝比奈第一小学校長	新任	学校教育
2	池谷 良穂	藤枝市自治会連合会 西益津地区支部長	新任	社会教育
3	名倉 將之	藤枝市文化協会 副会長	継続	社会教育
4	中田 久男	NPO法人藤枝市スポーツ協会 専務理事	新任	社会教育
5	成田 伸明	藤枝地区保護司会	継続	社会教育
6	大池 俊彦	藤枝市学校サポーターズクラブ	継続	家庭教育
7	菊川 厚代	ひろはたっこ子ども教室実行委員会 委員長	継続	家庭教育
8	都築 博子	静岡理工科大学 非常勤講師	継続	学識経験
9	堀井 啓幸	常葉大学 特任教授	継続	学識経験

任 期	令和6年4月1日～令和8年3月31日（任期2年）
-----	--------------------------

変更理由	前任者の退任による
------	-----------

【社会教育法】（昭和24年6月10日法律第207号）抜粋
第15条（社会教育委員の設置）

- 1 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
- 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

【藤枝市社会教育委員条例】（昭和29年6月28日条例第34号）抜粋

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

藤枝市郷土博物館協議会委員の委嘱について

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 20 条及び藤枝市郷土博物館条例（昭和 62 年藤枝市条例第 11 号）第 17 条の規定により、別紙の者を藤枝市郷土博物館協議会委員に委嘱する。

令和 7 年 5 月 27 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

藤枝市郷土博物館協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したく提案するものです。

別紙

藤枝市郷土博物館協議会委員（案）

No.	氏 名	役 職 名 等	新任・再任 ・継続	備 考
1	井出 紀美子	藤枝子どもと本をつなぐ会会長	再任	家庭教育
2	大石 律子	藤枝市立瀬戸谷小学校校長	再任	学校教育
3	川口 篤美	藤枝商工会議所女性会会長	再任	学識経験
4	谷口 正昭	静岡産業大学経営学部教授	再任	学識経験
5	蒔田 大	藤枝市観光協会事務局長	再任	学識経験
6	柳本 雅弘	藤枝市立藤枝中学校校長	新任	学校教育

任 期	令和7年4月1日～令和9年3月31日（任期2年）
-----	--------------------------

変更理由	任期満了による
------	---------

【藤枝市郷土博物館条例】（昭和62年条例第11号）抜粋

第17条（博物館協議会）

- 1 博物館法第20条第1項の規定に基づき、博物館に藤枝市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の定数は、10人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任を妨げない。

小学校校舎防水改修工事の計画の策定について

小学校校舎防水改修工事の計画を別紙のとおり策定する。

令和 7 年 5 月 27 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

(提案理由)

藤枝市アセットマネジメント基本方針に基づき、老朽化する公共施設等の長寿命化対策として、小学校校舎防水改修工事を実施するため、別紙のとおり計画を策定したく提案するものです。

小学校校舎防水改修工事の計画の策定（案）について

(教育政策課)

1 目的

本工事は、藤枝市アセットマネジメント基本方針に基づく公共施設の長寿命化対策を推進するための実施計画に位置づけられた事業である。

大洲小学校校舎は建築から49年が経過しており、これまでは部分補修などによる修繕によって対応してきたが、劣化が進行し補修頻度が多くなり、修繕する範囲も広がっているため、事後対応では難しくなっている。またマネジメント事業による現況調査においても劣化度が高く、改修を行わなければ施設の短命化だけでなく、鉄筋の腐食による耐震性の低下や雨漏りによる学校運営への影響などの被害が生じる可能性があることが判明した。このため、防水機能を健全な状態に保ち、建物の長寿命化を図り、屋根又は外壁の防水改修工事を実施する。

2 工事名称・工期

大洲小学校校舎屋上外壁防水改修工事（工期：令和7年6月17日～10月31日）

3 工事概要

(1) 外壁防水改修工事

外壁からの雨水の侵入を防ぎ、鉄筋の腐食を抑え、建物躯体の健全を保つ目的で実施する。外壁に生じたクラックや躯体表面のモルタルの浮き等の補修を行なった上で、防水性のある塗膜を塗布し、躯体を保護する。

(2) 屋上防水改修工事

屋上の劣化した防水層を更新し、雨漏りや躯体への雨水の浸入を防ぐ目的で実施する。既存の防水層を撤去し、新たな防水層を布設する。

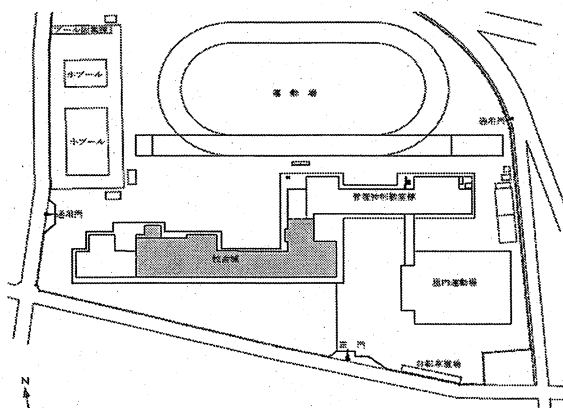
4 概算工事費 39,000 千円（小学校費：施設マネジメント計画推進事業費）

5 学校との協議事項

(1) 改修は夏休みを中心に実施し、学校運営に極力支障が無いよう実施する。特に、換気が必要とされるような窓面のある外壁の工事は、夏休み中に完了させるようにする。

(2) 工事ヤードを設け、児童や学校関係者と工事エリアを区画し安全に配慮して実施する。

■配置図・改修施設



国際ソロプチミスト藤枝からの大型絵本等の贈呈について

(図書課)

- 1 趣 旨 平成 26 年度より毎年、子供向けの本を寄贈して下さる国際ソロプチミスト藤枝より、今年も寄贈の申し出を受けたため下記の日程で市長への贈呈式を開催する。
 なお、寄贈された資料は、子どもの読書活動に力を入れている岡出山図書館に所蔵し、広く活用を図る。
- 2 日 時 令和 7 年 6 月 2 3 日 (月) 午後 2 時 3 0 分から
- 3 会 場 藤枝市役所東館 3 階 応接室
- 4 出 席 者 市長、教育長、教育部長、図書課長
 国際ソロプチミスト藤枝
 会長 清水 みさ代 様 ほか
- 5 寄贈図書 大型絵本 9 冊、紙芝居 4 点
 ※金額にして 10 万円相当 (平成 30 年までは 5 万円相当)

<国際ソロプチミスト藤枝>

国際ソロプチミストは、様々な活動を通じて女性と女兒の生活を向上させるための女性のボランティア組織

【過去の寄贈図書】

年	寄贈の内容
H 2 6	大型絵本 6 冊
H 2 7	おはなし絵本 37 冊
H 2 8	大型絵本 7 冊
H 2 9	科学漫画シリーズ 43 冊
H 3 0	児童書読み物 34 冊、大型絵本 2 冊
R 1	大型絵本 3 冊、ジェンダー絵本 37 冊、おはなし絵本 7 冊、児童書 6 冊
R 2	大型絵本 12 冊、おはなし絵本 4 冊
R 3	大型絵本 7 冊、児童書 15 冊、絵本 8 冊
R 4	大型絵本 6 冊、児童書 3 冊、絵本 21 冊
R 5	大型絵本 5 冊、児童書 16 冊、絵本 6 冊、紙芝居 14 点
R 6	大型絵本 8 冊、外国語絵本 5 冊、あかちゃん絵本 5 冊、児童書 8 冊

